

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成28年2月24日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成28年2月23日
2. 監査の対象 都市整備部
都市計画課 市街地整備課 住宅課 建築課
3. 監査の方法
平成28年1月末日までに執行された事務事業について、関係する帳簿類、証ひょう書類の提出を求め、その効率性と適法性等を照査、検討し、関係職員の説明を聴取して実施した。
4. 監査の結果
次のとおり

都市整備部

◎ 都市計画課

1. 事務組織及び職員

都市計画課には2担当が置かれ、課長ほか9名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

計画景観担当では、都市計画の総合的調査及び計画策定に関する事務、都市計画審議会に関する事務、公有地拡大の推進に関する事務、土地取引規制等事務、都市計画施設の区域内における建築行為の許可に関する事務、地区計画に関する事務、地価公示及び地価調査に関する事務、シビックコア地区整備計画関係事務、都市景観形成事業、街なみ環境修景事業、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可に関する事務等が行われた。

伝建まちづくり担当では、伝建まちづくり事業、伝統的建造物群保存地区に係る許認可に関する事務、宅地等復旧支援補助金の交付等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 81,389,000 円に対し、収入済額 1,926,224 円で 2.37%の収入率である。

その主なものは、屋外広告物等許可申請手数料、都市計画図等売払収入である。

一般会計の歳出は、予算現額 62,547,000 円に対し、支出負担行為額 15,374,730 円で 24.58%の執行率である。

その主なものは、都市計画マスタープラン（改訂版）策定業務委託料、歴史的町並み景観形成補助金、栃木市景観計画色彩ガイドライン修正業務委託料、伝建地区への誘導・位置サイン設置工事請負費、崩土等除去・敷地復旧補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 市街地整備課

1. 事務組織及び職員

市街地整備課には2担当が置かれ、課長ほか4名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

リノベーション担当では、地方都市リノベーション事業、旧栃木警察署跡地土地利用推進事業等に関する事務が行われた。

市街地整備担当では、箱森西部土地区画整理事業、平川地区開発事業等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳出は、予算現額4,107,000円に対し、支出負担行為額3,717,814円で90.52%の執行率である。

その主なものは、平川地区開発事業費における権利調査・意識調査業務委託料、旧栃木警察署跡地土地鑑定評価手数料、都市再生整備計画策定支援業務委託料である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 住宅課

1. 事務組織及び職員

住宅課には2担当が置かれ、課長ほか5名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

定住促進担当では、定住希望者住宅新築等補助金の交付、あつたか住まいるバンク事業、まちなか定住促進住宅新築等補助事業、空き家対策補助事業等に関する事務が行われた。

市営住宅担当では、市営住宅管理事務、市営住宅リフレッシュ事業、市営住宅耐震診断事業、住宅被災者支援事業等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 289,972,000 円に対し、収入済額 159,190,899 円で 54.90%の収入率である。

その主なものは、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、特定公共賃貸住宅使用料、住宅新築資金貸付金元利収入、県営住宅敷地転貸料である。

一般会計の歳出は、予算現額 288,409,000 円に対し、支出負担行為額 247,413,969 円で 85.79%の執行率である。

その主なものは、城内南市営住宅外壁及び排水管改修等工事請負費、市営住宅管理運営等委託料、市営住宅敷地借上料、県営住宅敷地借上料、定住希望者住宅新築等補助金、空き家解体費補助金、被災者向け市営住宅浴槽等設置工事請負費である。

一般会計の歳出(繰越明許)は、予算現額 44,412,000 円に対し、支出負担行為額 13,615,000 円で 30.66%の執行率である。

その主なものは、まちなか定住促進住宅新築等補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 建築課

1. 事務組織及び職員

建築課には4担当が置かれ、課長ほか25名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

建築指導担当では、建築基準法に基づく建築物の許可等建築指導事務、狭あい道路拡幅整備促進事業等に関する事務が行われた。

建築審査担当では、建築基準法に基づく建築物等の確認審査及び検査事務、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定事務等に関する事務が行われた。

建築営繕担当では、市有施設設計等事業、市有建築物定期点検業務等に関する事務が行われた。

開発指導担当では、都市計画法に基づく開発許可制度事務等に関する事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額46,007,000円に対し、収入済額26,836,020円で58.33%の収入率である。

その主なものは、確認申請等手数料、長期優良住宅認定手数料、開発行為等許可申請手数料である。

一般会計の歳出は、予算現額54,436,000円に対し、支出負担行為額42,740,035円で78.51%の執行率である。

その主なものは、狭あい道路拡幅整備促進事業補助金、臨時職員賃金、建築行政共用データベースシステム利用料、木造住宅耐震診断・改修等補助金、市有建築物定期点検業務委託料である。

一般会計の歳入（繰越明許）は、予算現額300,000円に対し、収入はなかった。

一般会計の歳出（繰越明許）は、予算現額600,000円に対し、支出負担行為額600,000円で100.00%の執行率である。

その主なものは、木造住宅耐震改修等補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。